

3 「社会全体が支える力」を大きくするために

◆「Ⅲ-3-1」結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」施策体系



- ⑩子育て家庭を応援するまちづくりの推進
- ⑪みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
- ⑫県民を対象とした集いや催し等における託児の実施
- ⑬女性の就業支援
- ⑭子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援
- ⑮県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発
- ⑯商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援
- ⑰かながわ子育て応援パスポートの普及

【重点施策】

1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【個別施策】

1 ライフステージに応じたきめ細かな支援

現在、ライフスタイルや就労環境の変化等を背景として、深刻な少子化問題に直面している状況を受け、若者の就労支援や自立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、さらに妊娠期前からの妊娠・出産・育児に関する正しい知識の周知など、結婚・妊娠・出産を望む方が希望をかなえられるようさまざまな角度からライフステージに応じたきめ細かな支援を社会全体で支える基盤づくりを進めます。

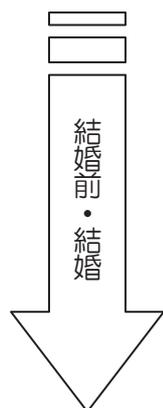
【個別施策】 1 ライフステージに応じたきめ細かな支援

少子化対策の取組みは、従来、子育て支援とワーク・ライフ・バランスなど働き方の改革を主に進めてきました。しかし、少子化の進行は深刻度を増しており、このままでは、経済の根幹をゆるがしかねない状況となっています。

そこで、結婚から妊娠、出産、育児と、ライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援を関係機関と連携して行うことにより、少子化対策の取組みのさらなる強化を進めていきます。

取組みの主な対象：妊娠を希望する女性、妊婦、子育て家庭、乳幼児、小中高生、大学生、就業を希望しながら失業中の若者、不安定な就労状況にある若者等

ライフステージに応じた切れ目ない支援 体系図



【男女共同参画意識の普及や若者の自立に向けた支援】

- ① 男女共同参画意識の普及・啓発
- ② 高校における家庭・生活教育の推進
- ③ かながわ若者就職支援センターにおける就業支援
- ④ 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施
- ⑤ 職業技術校等における職業能力開発相談の実施
- ⑥ 地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援

【結婚に向けた機運の醸成】

- ⑦ 恋カナ！プロジェクトの実施

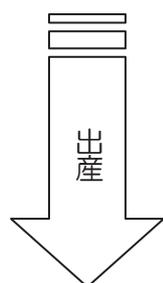


【思春期から成人期に向けた妊娠・出産に関する知識の普及】

- ⑧ 妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施

【不妊や不育にかかる支援の充実】

- ⑨ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施
- ⑩ 特定不妊治療に対する助成の実施



【出産・養育にかかる支援の充実】

- ⑪ 市町村母子保健事業の支援
- ⑫ 先天性代謝異常等検査の実施
- ⑬ 周産期救急医療体制の整備
- ⑭ 未熟児とその保護者への養育支援



【幼児期の教育・保育等の提供体制の充実】

- ⑮ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

【子育てに配慮した環境づくり】

- ⑯ 子育て家庭を応援するまちづくりの推進
- ⑰ みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
- ⑱ 県民を対象とした集いや催し等における託児の実施

【女性の就業・就業継続支援】

- ⑲ 女性の就業支援
- ⑳ 子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援

【子育て支援推進の機運の醸成】

- ㉑ 県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発
- ㉒ 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援
- ㉓ かながわ子育て応援パスポートの普及

主な取組み事業

【男女共同参画意識の普及や若者の自立に向けた支援】

① 男女共同参画意識の普及・啓発

子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女平等教育の充実を図るとともに、様々な分野への参画のための支援や、生活全体を生涯のライフキャリアとして考えるための支援など、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。

② 高校における家庭・生活教育の推進

自立した社会人として、家族や家庭を大切にできる心や態度の育成、及び健全な食生活を実践できる人間を育成するため、家庭・生活教育実践校における取組みの成果を普及させることなどにより、すべての県立高校における家庭・生活教育を推進します。

③ かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラーが個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、30歳代までの若年者の就業を支援します。

④ 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施

若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。

⑤ 職業技術校等における職業能力開発相談の実施

若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。

⑥ 地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援

ニート等の働くことに悩みを抱える30歳代までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。

【結婚に向けた機運の醸成】

⑦ 恋カナ！プロジェクトの実施

結婚を希望している若者に対する出会いの機会の提供や、結婚支援の情報発信を行い、結婚に向けた機運の醸成を図ります。

【思春期から成人期に向けた妊娠・出産に関する知識の普及】

⑧ 妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施

特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。

【不妊や不育にかかる支援の充実】

⑨ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施

不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、茅ヶ崎保健福祉事務所内に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。

また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。

⑩ 特定不妊治療に対する助成の実施

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【出産・養育にかかる支援の充実】

⑪ 市町村母子保健事業の支援

妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現を目指し、市町村母子保健事業従事者の質を向上させるため、従事者研修会を実施するとともに、母子担当者会議等で、関係機関での情報共有や母子保健事業間の有機的な連携等を図ります。

また、わが国の危機的な人口減少を克服するため、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業等の実施を支援してまいります。

⑫ 先天性代謝異常等検査の実施

発症すると重篤な障害や生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天性の19疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障害の発症防止を図ります。

⑬ 周産期救急医療体制の整備

ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。

⑭ 未熟児とその保護者への養育支援

未熟児として出生したことにより入院等の養育医療を必要とする乳児に対し、必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村の保健師等による未熟児の保護者に対する訪問指導を行います。

【幼児期の教育・保育等の提供体制の充実】

⑮ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

地域の実情に応じ、住民のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制の確保を市町村と連携して図ります。

【子育てに配慮した環境づくり】

⑯ 子育て家庭を応援するまちづくりの推進

妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が設置するホームページ「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイト（PCからの閲覧も可能）で提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。

⑰ みんなのバリアフリー街づくり条例の推進

みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障害者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。

また、条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通して、バリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。

⑱ 県民を対象とした集いや催し等における託児の実施

子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児マークを活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。

【女性の就業・就業継続支援】

⑲ 女性の就業支援

結婚、出産等に伴い離職したが子育てに一区切りがついて、再就職したい方など、女性のための就業支援を神奈川労働局と連携し、マザーズハローワーク横浜で一体的に取組みを進めるとともに、自らの能力を生かして起業したい方を支援します。

⑳ 子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援

仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクハラ等のトラブル等についての相談を実施します。

【子育て支援推進の機運の醸成】

㉑ 県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発

県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例の目指す「生まれてきてよかった」「生き育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。

㉒ 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援

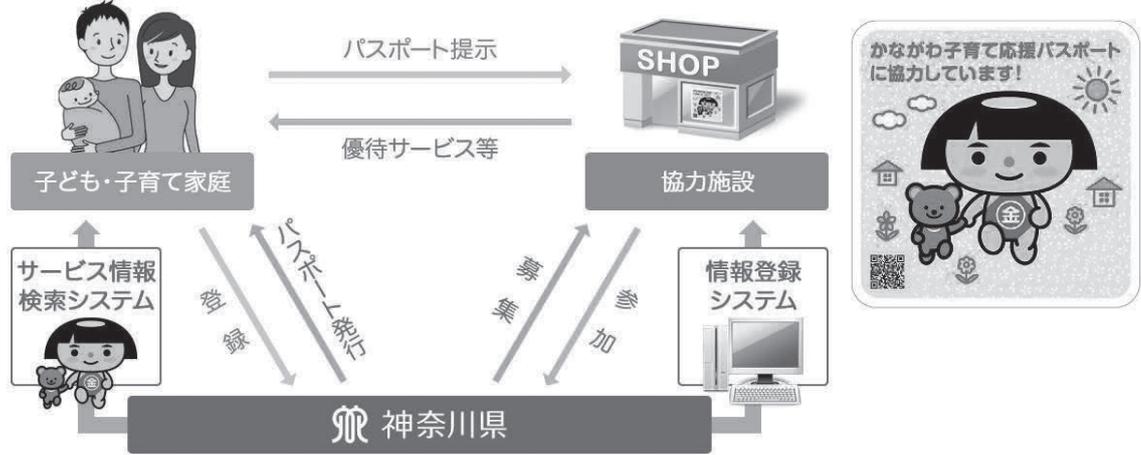
商店街等が抱える課題や意欲的な取組に対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。

㉓ かながわ子育て応援パスポート（注）の普及

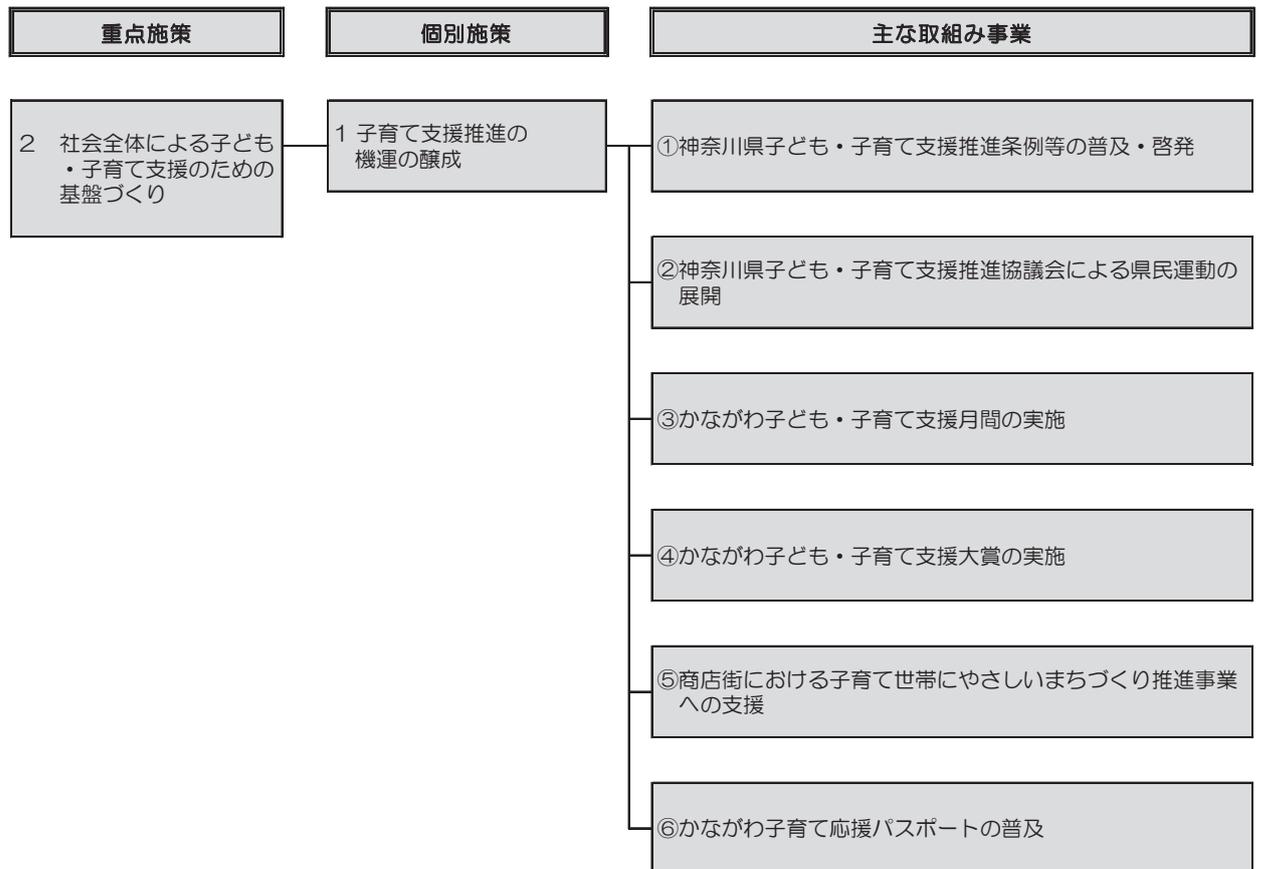
子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

(注) かながわ子育て応援パスポート

妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる家庭からの登録を受け、携帯電話やパソコン等を通じて神奈川県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。



◆「Ⅲ-3-2」社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり」施策体系



[重点施策]

② 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり

[個別施策]

1 子育て支援推進の機運の醸成

地域、事業者、NPO、行政が総ぐるみとなって、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り、応援するための機運の醸成及び基盤づくりを進めます。

また、県子ども・子育て支援推進条例の周知啓発等、幅広い層の方々が子育て支援に参画いただけるような取組みを推進していきます。

[個別施策] 1 子育て支援推進の機運の醸成

神奈川県子ども・子育て支援推進条例（以下「県条例」という。）の施行やかながわ子ども・子育て支援月間等の取組みにより、子育てを社会や地域全体で支援するという機運の醸成や活動の推進が図られている一方で、子育て中の保護者は、子育てに対する社会的評価が低いと感じています。

中高生や高齢者、現在子育て中でない方も含め、幅広い層の県民に対して、子育て支援活動の重要性に対する意識啓発を図り、県条例に基づく事業等の認知度・参加意欲を高めていく取組みを進めます。

取組みの主な対象：すべての県民及び県内企業・団体等

主な取組み事業

① 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発

県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例の目指す「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。

② 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会による県民運動の展開

県条例に基づいて設立された県子ども・子育て支援推進協議会参加団体等の自主的な活動や、参加団体相互の情報交換・連携により、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して

子どもを生き育てることができる神奈川の実現を目指します。

③ かながわ子ども・子育て支援月間の実施

毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」では、県や市町村、NPO や事業者が各地でイベントや相談窓口開設などを行い、県はその情報をとりまとめて周知等を図り、参加意欲を高めるとともに、子育てを応援する機運を醸成します。

④ かながわ子ども・子育て支援大賞の実施

地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運の醸成を図ります。

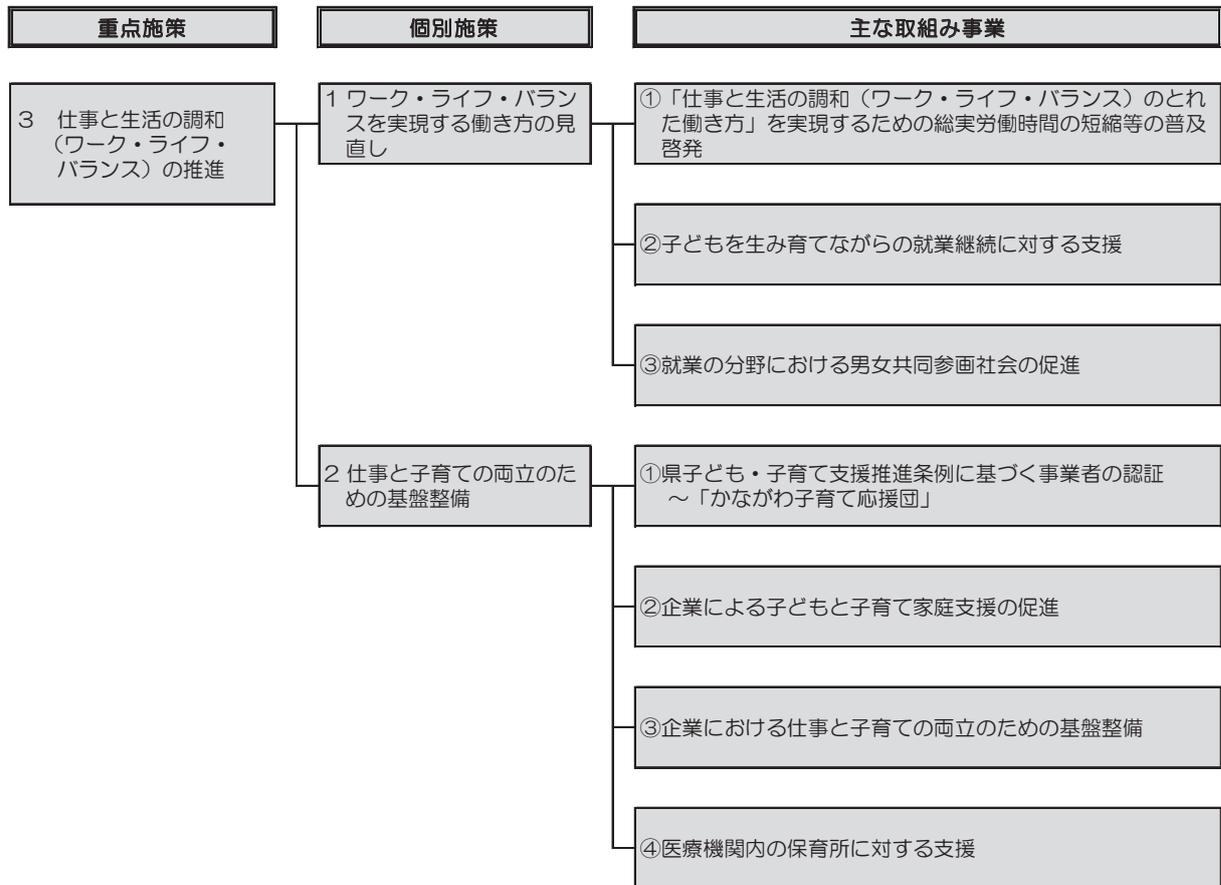
⑤ 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援

商店街等が抱える課題や意欲的な取組に対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。

⑥ かながわ子育て応援パスポートの普及

子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

◆「Ⅲ-3-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」施策体系



【重点施策】

③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【個別施策】

- 1 ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業者や働く男女、地域住民が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（注））について理解を深めることができるよう普及啓発等に取り組むとともに、多様な働き方の選択が実現できるよう中小企業も含めて企業の取組みを促進します。

また、企業による子どもや子育て家庭を支援する活動を促進します。

【個別施策】 1 ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に取り組み、労働者自らが、長時間労働などの働き方を見直し、育児休業の取得等、仕事と子育てを両立できるよう、取組みを進めます。

取組みの主な対象：働いている県民

主な取組み事業

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方」を実現するための総実労働時間の短縮等の普及啓発
ワーク・ライフ・バランスに関係したパンフレットの作成・配布等により、働いている県民の総実労働時間の短縮等を促進します。
- ② 子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援
仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクハラ等のトラブル等についての相談を実施します。
- ③ 就業の分野における男女共同参画社会の促進
県男女共同参画推進条例に基づき企業における男女共同参画の推進状況を把握し、結果を企業に提供するとともに公表し、企業の男女共同参画の促進を図ります。

(注) ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和、即ち、働き方を見直して多様な選択が可能な社会を作り、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。従来の主に女性労働者を対象とした仕事と家庭の両立支援策から、男性労働者も含めた働き方の見直し策へ発展した概念。経営上のメリットとして、働き方を見直すことにより、経営の効率化、時間当たりの生産性向上が図られることが挙げられます。平成 19 年に国レベルで「ワーク・ライフ・バランス憲章」が制定され、本県においても、政労使一体となった取組みを進めています。

【個別施策】 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直し、育児休業制度の普及と取得促進、弾力的な労働時間や勤務形態の導入など仕事と子育ての両立に向けた取組み、地域における次世代育成支援への貢献など、企業等における次世代育成支援の取組みを促進します。

取組みの主な対象：県内の企業等の事業主

主な取組み事業

① 県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証～「かながわ子育て応援団」

県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制等が整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」（注1）として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。

② 企業による子どもと子育て家庭支援の促進

県条例に基づく毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」で行う各種イベント・事業や、企業との連携による家庭教育支援など、機会を捉えて、企業による子ども・子育て支援活動を働きかけるとともに、NPOや行政、企業相互の連携・協力の促進を図ります。

③ 企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備

ワーク・ライフ・バランス導入促進を目的とした企業向けガイドブック等の作成やワーク・ライフ・バランスアドバイザー（注2）の派遣など、ワーク・ライフ・バランスの県内企業における取組みを支援することにより、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

④ 医療機関内の保育所に対する支援

医師・看護師等が子育てをしながら働き続けることができるよう、院内保育所の施設整備や運営費に対して助成しています。

(注1)「かながわ子育て応援団」

【認証要件】

1. 育児・介護休業法で義務付けられている育児休業などを就業規則に明記していること
2. 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者を明確にしていること
3. 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること
4. 計画内容や事業活動が関係法令に照らして適切であること



(注2) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー

企業等の現状に応じた最適な業務の効率化や従業員の働きやすい環境整備に向けたアドバイス等を実施する専門家